

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 28 年度
計 画 主 体	飯山市

飯山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	飯山市経済部農林課
所 在 地	長野県飯山市大字飯山 1, 110-1
電 話 番 号	(0269) 62-3111
F A X 番 号	(0269) 62-6221
メールアドレス	nourin@city.iiyama.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、カラス、カワウ、アオサギ
計画期間	平成 29 年度～平成 31 年度
対象地域	長野県飯山市

(注) 1 計画期間は、3 年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 28 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	ブドウ	20 千円 0.08ha
	自家野菜等	150 千円 0.50ha
イノシシ	イモ類・ソバ等	150 千円 1.00ha
	水稻	100 千円 0.10ha
ニホンジカ	マメ類	50 千円 0.10ha
	野沢菜	10 千円 0.05ha
カモシカ	水稻	20 千円 0.10ha
	野沢菜	4 千円 0.10ha
カラス	自家野菜等	10 千円 0.10ha
カワウ	漁業被害	675 千円 750 kg
アオサギ	漁業被害	675 千円 750 kg

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

クマによる被害は夏場頃から秋津地区のブドウの他、市内全域でスイカ、トウモロコシ等が多く、秋口から冬眠までは市内全域でカキが多い。出没頻度については、ここ数年間は交互に増減が見られており、特に 28 年は市内全域で人家周辺への出没が増加し、農作物被害のほか、日常生活への影響など地域の不安も大きい。

イノシシは通年で主に水稻からイモ類・ソバなどの被害が有り、山間部の農地で広く面的に荒らされるケースが多いが、稀に平坦地や河川敷の農地にも出没がある。数年前に比べ市内全域に被害が見られるようになった。

ニホンジカ及びカモシカについては山間部の農地を中心にマメ類や野沢菜の被害が発生しており、目撃数と生息域の拡大が懸念される。なお、カモシカについては平成 28 年度より個体数調整に取り組んでいる。

カラスは市内全域で自家野菜等を中心に被害が発生しており、生息数及び被害は増加しているとみられる。

カワウ・アオサギの漁業被害も千曲川において多発している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等につ

いて記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

全体

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	186.4 万円	136.0 万円
被害面積	2.13ha	1.48ha

ツキノワグマ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	17.0 万円	12.0 万円
被害面積	0.58ha	0.40ha

イノシシ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	25.0 万円	17.5 万円
被害面積	1.10ha	0.77ha

ニホンジカ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	6.0 万円	4.2 万円
被害面積	0.15ha	0.10ha

カモシカ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	2.4 万円	1.7 万円
被害面積	0.20ha	0.14ha

カラス

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	1.0 万円	0.70 万円
被害面積	0.10ha	0.07ha

カワウ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	67.5 万円	50 万円
被害量	750kg	600kg

アオサギ

指標	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額	67.5 万円	50 万円
被害面量	750kg	600kg

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・適正な個体数調整実施のための狩猟者数の確保対策 ・捕獲に対する報奨金制度の拡充(恒常的被害) ・ニホンジカ及びイノシシ、鳥類については、被害に応じた計画的な個体数調整 ・ツキノワグマについては、人身被害等加害個体を対象とした檻の導入支援(緊急時のパトロール等を含む)	・若年従事者等人材の確保 ・ツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止対策と安全な放獣
防護柵の設置等に関する取組	・広域的な侵入防止柵(電気柵)のゾーニングと利害関係者の同意 ・設置費用の助成と維持管理手法の確立 ・放任果樹の除去等を含めた被害防止対策学習会の開催	・電気柵未設置で、維持管理手法を含め関係者の合意形成を図り、計画的な設置を進める必要性が高い。(降雪対策を含む) ・特にツキノワグマを対象として、放任果樹除去の取り組みを地域に定着させる必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農業被害の減少に向け、以下の事項に取り組む。

(1) 恒常的に被害が発生しているものや、被害額が多いもの、今後被害の拡大が懸念されるものについては、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な個体数調整に努める。 (2) 電気柵を設置している地域に関してはその効果が認められていることから、適正な維持管理に努め、未設置地域については広域的、効果的な設置が進むよう、地元住民への説明会等の啓発活動に取り組んでいく。 (3) 電気柵の導入のほか、不要な作物の除去、緩衝帯整備等を行い、野生鳥獣を寄せ付けない地域の環境整備に努める。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域住民からの被害情報をもとに、飯山市(協議会)が被害情報を取りまとめ、有害捕獲においては、飯山市猟友会へ加害個体の捕獲を依頼し、計画的な個体数の調整に取り組む(H28 従事者数 30名) (協議会規約 別紙のとおり)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
22	イノシシ	イノシシによる被害が増えてきているため捕獲檻を導入し、積極的に捕獲頭数を増やす。
22	クマ	捕獲檻を導入する。
24	ニホンジカ	報奨金を導入し、捕獲意欲を促す。
24	カラス	報奨金を導入し、捕獲意欲を促す。
23	カワウ・アオサギ	有害鳥獣捕獲を開始。
26	クマ	捕獲檻を導入する。
H29～31	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ	○長野県特手鳥獣保護管理計画策定種については、被害動向を勘案し、積極的な個体数調整を進める。 ○上記のうち、ツキノワグマについては、センサーカメラ等を活用し、適正な被害実態の把握し、予察による駆除は行わない。また、カモシカについても被害実態と縄張りの管理に努める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ニホンジカ、カモシカ、イノシシ及びツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、出没や被害の状況に応じ、計画的な個体数調整を進める。 ・ニホンジカについては、市町村の捕獲計画を策定し、これに基づき個体数の調整を行う。 ・カモシカについては、地区毎に捕獲対象区域を設定し、文化財の許可を得て、必要な数を捕獲する。 ・イノシシについては被害が増加傾向にあることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき積極的な捕獲を進める。 ・ツキノワグマについては、人身被害の発生防止の観点から必要最小限度の捕獲を行う。 ○カラス・カワウ・アオサギも被害が年々増加しているため、被害動向を把握し、積極的な捕獲に取り組む。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ツキノワグマ	出没や被害の状況に応じ捕獲		
イノシシ	60	60	60
ニホンジカ	30	30	30
カラス	1,000	1,000	1,000
カワウ	60	60	60
アオサギ	60	60	60

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・ イノシシは年間を通じて銃器や檻を使用し捕獲する。
- ・ クマについては檻により捕獲する。出没や被害に応じ捕獲する。
- ・ ニホンジカは年間を通じて銃器・わなを使用し捕獲する。
- ・ カラス・カワウ・アオサギは銃器により捕獲する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- 大型獣の捕獲や、効果的な捕獲を行う必要場ある場合、年間を通じライフルを活用した捕獲に取り組む
○安全狩猟射撃大会や講習会により、安全性の確保に取り組む。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
クマ イノシシ ニホンジカ カモシカ	電気柵 3.0km (維持管理)	電気柵 3.0km (維持管理)	電気柵 3.0km (維持管理)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23	クマ・イノシシ	緩衝帯の整備・被害集落での電気柵の設置・里山の整備
24	クマ・イノシシ	緩衝帯の整備・電気柵の設置、管理指導・里山の整備
25	クマ・イノシシ・ニホンジカ	緩衝帯の整備・電気柵の自立支援・里山の整備
26	クマ・イノシシ・ニホンジカ	緩衝帯の整備・電気柵の自立支援・里山の整備・追払い活動・放任果樹の除去
27	クマ・イノシシ・ニホンジカ	緩衝帯の整備・電気柵の自立支援・里山の整備・追払い活動 放任果樹の除去

28	クマ・イノシシ・ニホンジカ	緩衝帯の整備・電気柵の自立支援・里山の整備 追払い活動 放任果樹の除去
H29～31	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ	○農地における放任果樹の除去及び住宅街における生ごみ等の処理の徹底など誘因物の適正な処理。 ○住宅街及び農地等の出没時の追払い（爆竹等） ○電気柵等の適正な管理（下草刈り、電圧の管理等） ○人身被害等を伴う場合、有線放送等による地域住民への注意喚起や危険防止のためのパトロール

（注） 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

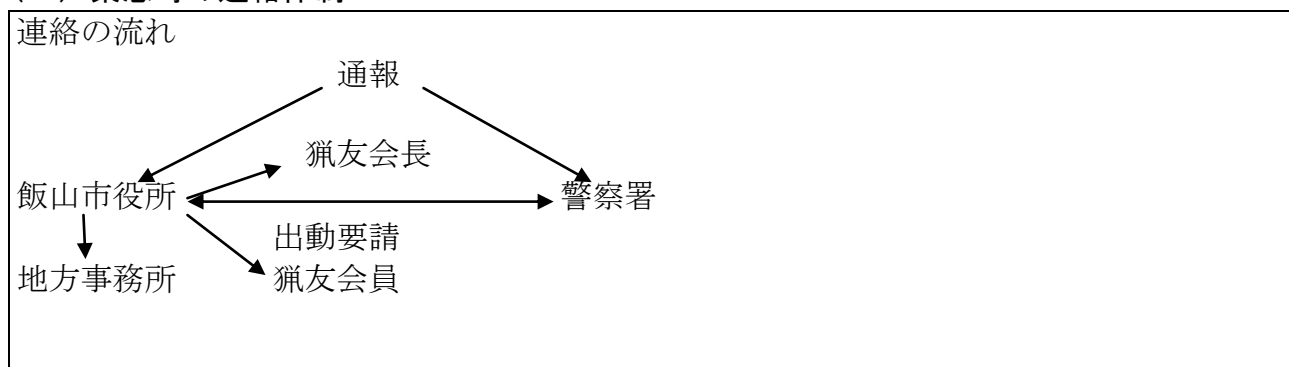
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
長野県北信地方事務所	対象鳥獣捕獲許可・対策指導
飯山警察署	住民の安全確保
飯山市農林課	対象鳥獣捕獲許可の申請・被害対策の総括
飯山市猟友会	対象鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護管理員	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲指導
JAながの	農業被害状況等情報収集・調査

（注） 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制



（注） 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	飯山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
飯山市	被害対策総括・連絡調整
JAながの	農業被害状況等情報収集・調査
飯山警察署	人身事故等防止・安全確保

高水漁業組合	水産業被害状況等情報収集・調査
北信州森林組合	林業被害状況等情報収集・調査
飯山市猟友会	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲
長野県鳥獣保護員	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
長野県北信地方事務所	オブザーバー
長野県北信農業改良普及センター	オブザーバー
NPO法人信州ツクワガマ研究会	野生鳥獣の生態、電気柵設置に対する助言・指導
北信地区野生鳥獣被害対策支援チーム	オブザーバー（被害対策・集落づくり支援）

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

飯山市で新規狩猟者の確保対策に取り組んでおり、当面、現在の対策や捕獲体制の支援を継続し、状況を勘案しながら設置を検討していく。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

飯山市有害鳥獣対策協議会の構成機関と連携し、農業被害の情報収集や個体の目撃情報を迅速に把握しながら、人身・農業被害防止と安全確保を図る

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・地域の被害対策意識の高揚と資源の有効活用のため、猟友会員等で自家消費する。
- なお、資源として利用できないものは、焼却や地中埋設等の適正管理を実施する。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

H28年3月に市内秋津地区に施設整備された「北信ジビエ振興組合」を積極的に利用することで、捕獲者の作業軽減及び地域のジビエ振興を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

観光地の被害対策についても、関係機関と連携しながら適正な保護管理に継続して取り組む。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。